

個別分野の取組状況

令和 4 年12月21日 データ戦略推進ワーキンググループ
(第 5 回)

Digital Agency

スマートシティ施策の現状について



内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

スマートシティが目指す姿と直近の課題

「誰も取り残さない」一人ひとりが最適なサービスを楽しむ都市や地域の実現を目指し、地方公共団体や大学・民間企業と連携し、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開

上位目標

Well-Beingの向上を実現する都市や地域づくり<優良事例創出>

関係者の参画

【大学】
地域や企業から投資を呼び込み、
地域と大学の発展につなげる
エコシステムの形成

【地方公共団体・地域】
新たなスマートシティの
取組手法の積極的導入

【民間企業】
技術開発の加速
・投資促進

主な成果

- ✓ 「科学技術・イノベーション基本計画」(2021.3)
- ✓ 「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」(2021.12)

- ✓ 「スマートシティ・ガイドブック」(2021.4)
- ✓ 「スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ」(2020.4)

- ✓ スマートシティTFの体制強化
- ✓ スマートシティ事業合同審査会(2021.8)

主な課題

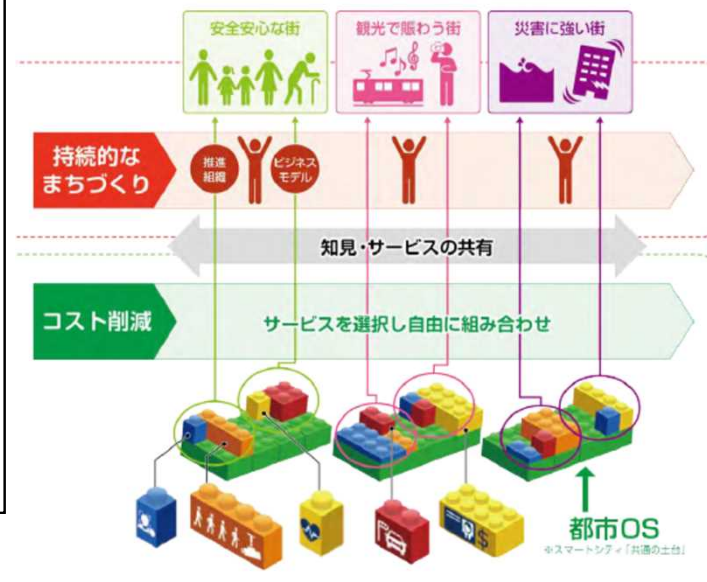
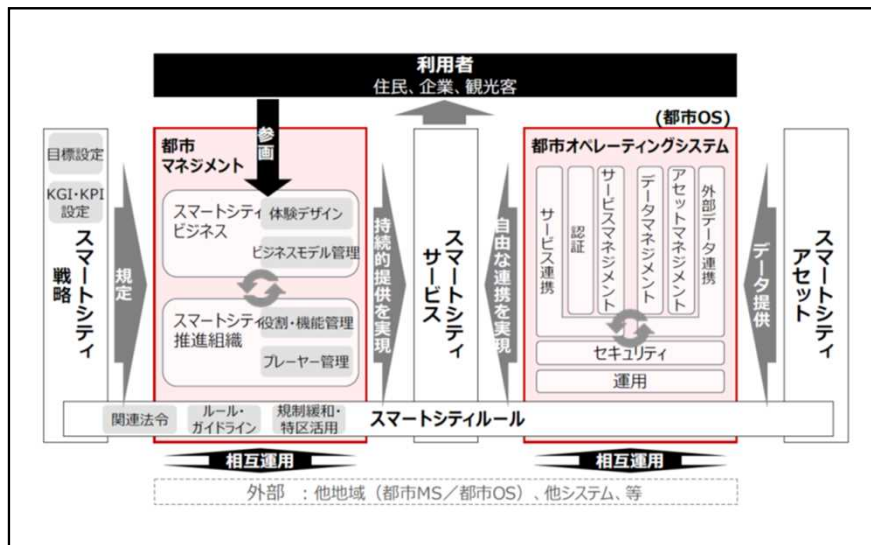
1. 政府のデジタル化方針と連動した各地域でのスマートシティ化の計画策定
2. 官民・大学連携によるスマートシティ推進の拠点づくり・人材育成
3. スマートシティ推進をけん引する好事例の創出
4. 戦略的な標準活用による海外展開推進

デジタル化方針との連動 ～共通アーキテクチャによるスマートシティの横展開

- Society 5.0をベースに導出したアーキテクチャ構造を、**利用者中心性**および**外部との相互連携**に焦点を当てた形で、構成要素間の関係性と共に図示。**スマートシティを実装する際に決めるべき/考慮すべき事項をリスト化。**
- **アーキテクチャ ホワイトペーパー**（詳細版）、**アーキテクチャ活用ガイドブック**（普及促進ツール）を公表。
- R2から、各府省スマートシティ事業は本アーキテクチャを参照し公募採択

・スマートシティリファレンスアーキテクチャに沿ったスマートシティ設計

・都市マネジメント・都市OSで実現できる都市・サービス像



スマートシティ実装に向け...

自治体の組織体制(計画)への内部化に取り組む必要

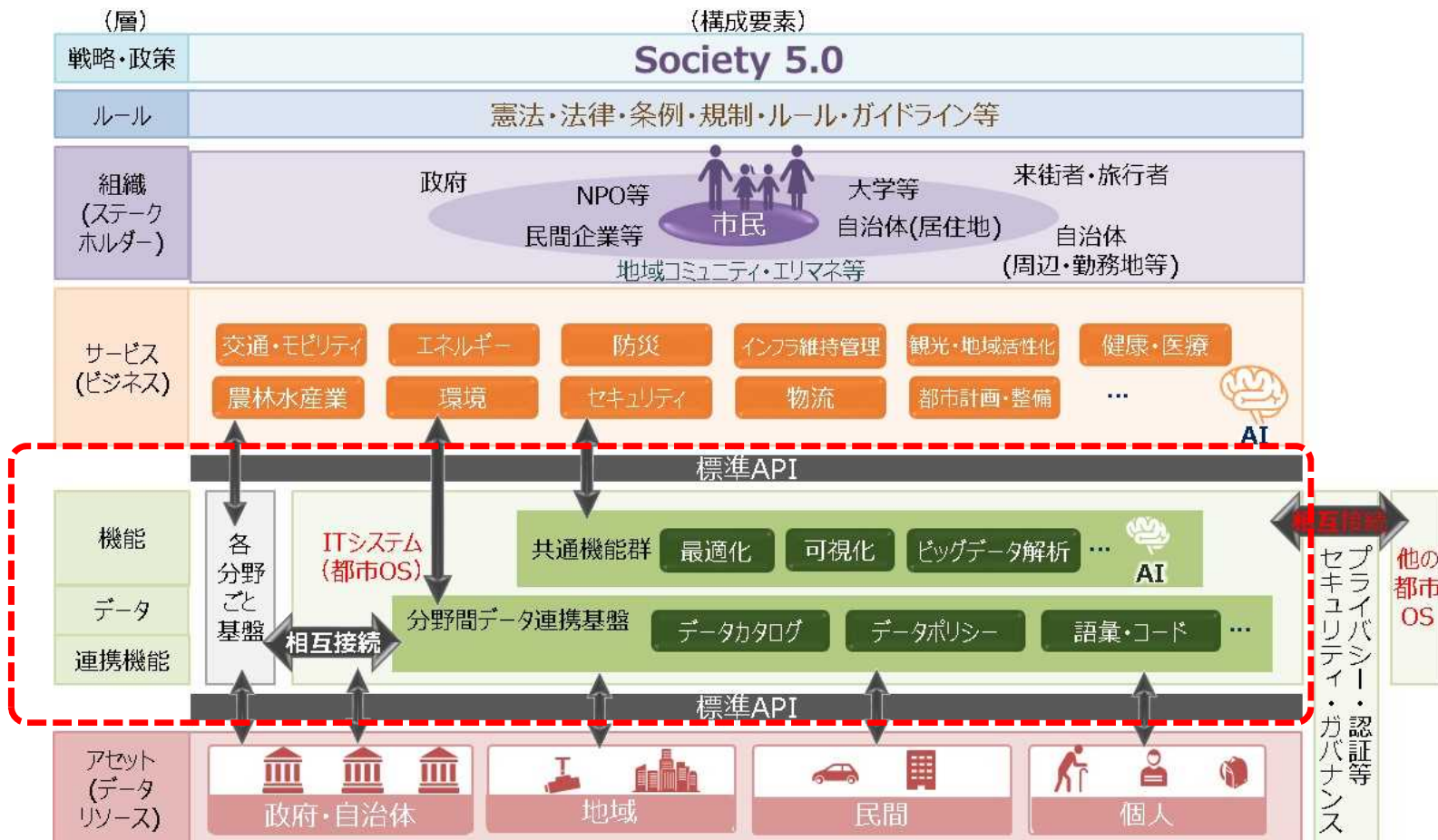
連携基盤、データモデル等における、技術的な共通要件の具体化に取り組む必要

共通アーキテクチャのメリット

- ・ 共通の課題を集中して議論できる
- ・ お互いの成果を共通化しやすい
- ・ 分野横断で接続しやすい

(参考) スマートシティ共通アーキテクチャ (設計思想)

- ・都市間でのデータ利活用の促進に向け、スマートシティにおけるデータの構成要素を層別に整理
- ・本共通アーキテクチャを構築し、標準APIの整備をすることで各都市OSの構築を推進



(COCN2018年度プロジェクト最終報告「デジタルスマートシティの構築」を基に内閣府作成)

政府のスマートシティ関連事業（令和4年度 合同審査の対象事業）

	内閣府 (地方創生推進事務局)	総務省 (情報流通行政局)	国土交通省 (都市局)	経済産業省 (製造産業局)	国土交通省 (総合政策局)
事業名	未来技術社会実装事業	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	スマートシティ実装化支援事業	地域新MaaS創出推進事業	日本版MaaS推進・支援事業
概要	地域のSociety5.0の実現に向け、地方創生の観点から優れた自治体の未来技術の実装事業について、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的な支援を実施	地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援など）をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進	先進的技術等を活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティの実装に向けて、各地区のスマートシティに関する取り組みを支援	地域における新しいモビリティサービスの社会実装や移動課題の解決に向けて、高度かつ持続的な事業モデルの創出・横展開に資する先進MaaS実証を推進。	感染症拡大などにより変容した利用者ニーズへの対応や、公共交通等の利便性を面的に向上させる MaaS等の取組の普及を促進することで、公共交通等の移動サービスを高度化し、その利便性・効率性の向上を図る。
R4年度予算	0.8億円の内数 (シンポジウム等、普及啓発を目的とした取組に係る費用等)	4.6億円	2.65億円	2.1億円	0.73億円 (R3年度補正 285億円の内数)
過去の選定数	H30:14事業、R1: 8 事業 R2:12事業、R3:9事業 R4:10事業	H29:6事業、H30:3事業 R1:5事業、R2:5事業、 R3:9事業、 R4:13事業	R1:15事業、R2:14事業 R3 : 20事業、 R4:14事業	R1:13事業、R2:16事業 R3 : 14事業、 R4:11事業	R1:19事業、R2:36事業 R3:12事業、 R4:6事業
主な支援対象	社会実装に向けた関係府省庁による総合的な支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等） ※事業の実施にあたっては、地方創生推進交付金等の各種交付金・補助金による支援を想定。	デジタル技術を活用したサービス・アセットの導入、都市OSの導入（整備・改修）等 (補助率1/2)	実証事業 ※データ取得等に必要な情報化基盤施設の整備についても都市再生整備計画事業等により支援。	地域の課題解決や全国での横展開に向けて、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けたMaaS実証を委託事業として実施。	・新たな決済手段や新しい移動サービスの導入支援、運行情報等のデジタル化支援 ・広域的、先進的なMaaS等の取組についての支援
問合せ先	未来技術実装担当 g.mirai.s5m(atmark)cao.go.jp	地域通信振興課 ict-town(atmark)ml.soumu.go.jp	スマートシティプロジェクトチーム hqt-smartcity-mlit(atmark)gxb.mlit.go.jp	自動車課 ITS・自動走行推進室担当 contact_mobility_pt(atmark)meti.go.jp	総合政策局モビリティサービス推進課担当 hqt-mobilityservice1002(atmark)gxb.mlit.go.jp

※公募期間：4月5日～5月16日まで（7月13日採択結果公表済み）

※迷惑メール対策のため、「@」を「(atmark)」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

(参考) 令和4年度のスマートシティ関連事業の選定結果

スマートシティの全国での計画的な実装に向けて、スマートシティ関連事業に係る合同審査会の評価を踏まえ、51地域の事業を選定。このうち、33地域が事業間連携を実施。

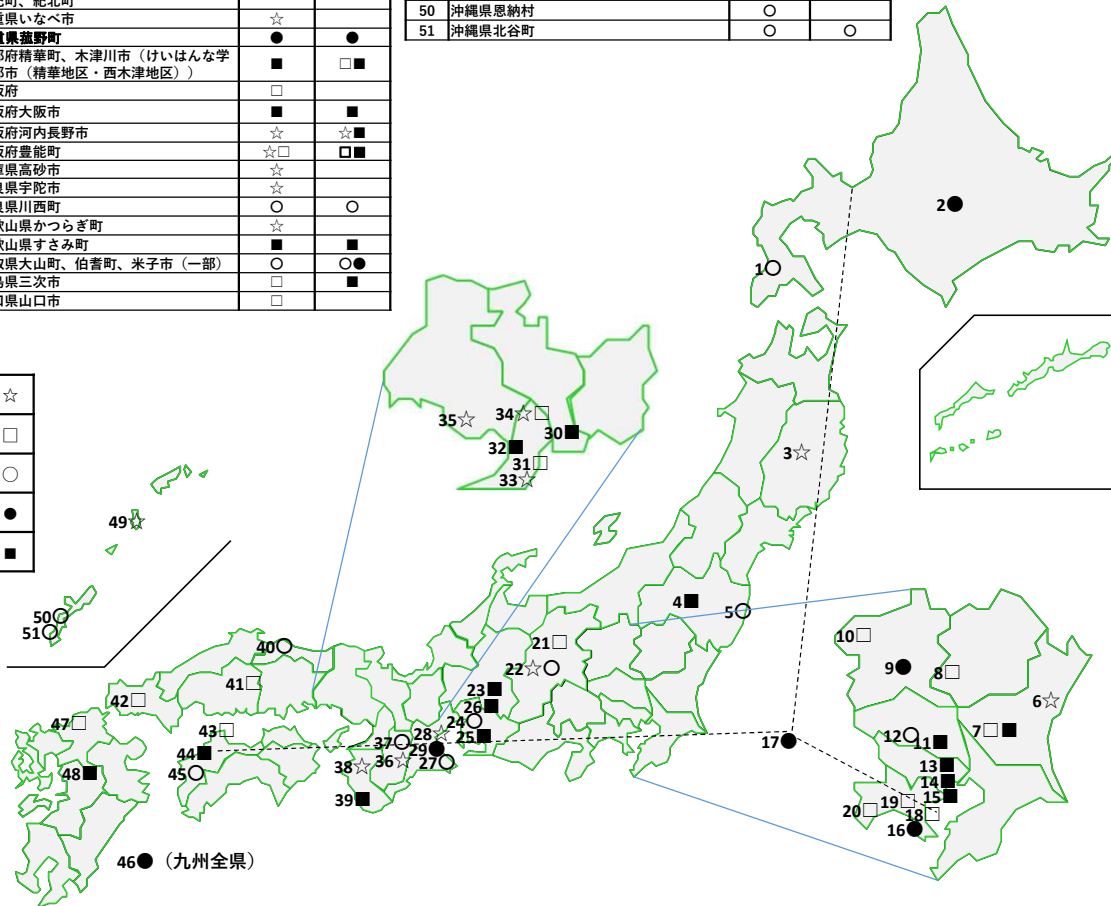
項番	プロジェクト実施地域	選定事業	過年度選定
1	北海道江差町	○	●
2	北海道茅渚町	●	●
3	岩手県盛岡市	☆	
4	福島県会津若松市	■	□○■
5	福島県浪江町	○	○
6	茨城県常陸太田市	☆	
7	茨城県つくば市	□■	☆●■
8	栃木県佐野市	□	□
9	群馬県前橋市	●	☆○●■
10	群馬県碓氷村	□	□
11	埼玉県さいたま市	○	☆□○■
12	埼玉県入間市	○	○
13	東京都千代田区(大手町・丸の内・有楽町地区)	■	●■
14	東京都港区(竹芝地区)	■	■
15	東京都大田区(羽田空港跡地第1ゾーン)	■	□■
16	神奈川県横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町、鎌倉市	●	●
17	神奈川県横須賀市、北海道札幌市、愛媛県松山市	●	●
18	神奈川県横須賀市	□	
19	神奈川県鎌倉市	□	
20	神奈川県小田原市	□	

項番	プロジェクト実施地域	選定事業	過年度選定
21	長野県	□	
22	長野県塩尻市	☆○	○
23	岐阜県岐阜市	■	☆■
24	愛知県名古屋	○	
25	愛知県岡崎市	■	■
26	愛知県春日井市	■	☆○●■
27	三重県多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町	○	○■
28	三重県いなべ市	☆	
29	三重県菟野町	●	●
30	京都府精華町、木津川市(けいはんな学研都市(精華地区・西木津地区))	■	□■
31	大阪府	□	
32	大阪府大阪市	■	■
33	大阪府河内長野市	☆	☆■
34	大阪府豊能町	☆□	□■
35	兵庫県高砂市	☆	
36	奈良県宇陀市	☆	
37	奈良県川西町	○	○
38	和歌山県かつらぎ町	☆	
39	和歌山県すさみ町	■	■
40	鳥取県大山町、伯耆町、米子市(一部)	○	○●
41	広島県三次市	□	■
42	山口県山口市	□	

項番	プロジェクト実施地域	選定事業	過年度選定
43	愛媛県松山市、東温市、今治市	□	
44	愛媛県松山市	■	■
45	愛媛県伊予市	○	○
46	九州全県	●	●
47	福岡県福岡市	□	
48	熊本県荒尾市	■	■
49	鹿児島県伊仙町	☆	
50	沖縄県恩納村	○	
51	沖縄県北谷町	○	○

内閣府「未来技術社会実装事業」	☆
総務省「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」※1	□
経済産業省「地域新MaaS創出推進事業」	○
国土交通省「日本版MaaS 推進・支援事業」※2	●
国土交通省「スマートシティ実装化支援事業」※3	■

※1令和2年度までの施策名は「データ利活用型スマートシティ推進事業」、令和3年度は「データ連携促進型スマートシティ推進事業」
 ※2令和元年度の施策名は「新モビリティサービス推進事業」
 ※3令和3年度の施策名は「スマートシティモデルプロジェクト」



まとめ

- スマートシティは実証段階から実装段階へ
 - ・ ~2025年、2030以降を見据えた中長期ロードマップの策定が必要
 - ・ ロードマップの取組を裏付ける官民による施策・取組の具体化
 - ・ 持続的な活動のための課題検討、推進拠点づくり・人材育成
«スマートシティTF、スマートシティ官民連携PF、等の活動をさらに展開»
- 国地方のデジタル化に対応したスマートシティ・アーキテクチャの進化・深化が必要
 - ・ 分野間・都市間での連携を実現する共通要件の具体化（データ/システム/API、等）
 - ・ スマートシティ取組について継続的な実装水準の評価（アーキテクチャへのフィードバック）
«今後、スマートシティの社会実装に向けた標準化、研究開発等の実施の可能性も検討»

⇒スマートシティの全国展開に向けて、関係者との取組の連携をさらに拡大していきたい

全国へのスマート
シティ展開

都市・地域の
課題解決のため
の体制づくり

DX・新技術の
実装の基盤づくり

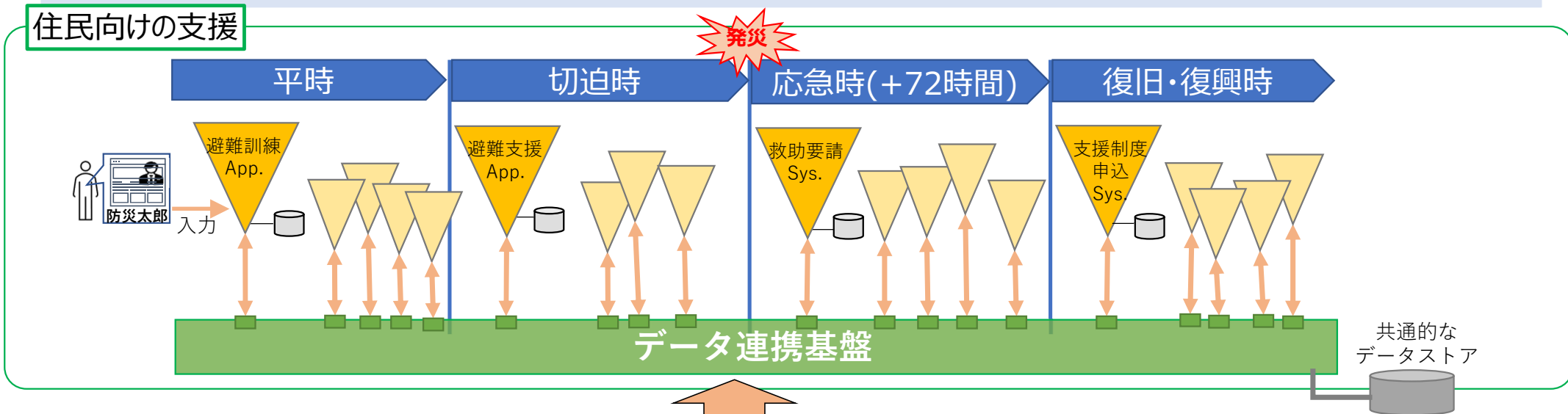
— 防災分野の取組について

Digital Agency
Japan.

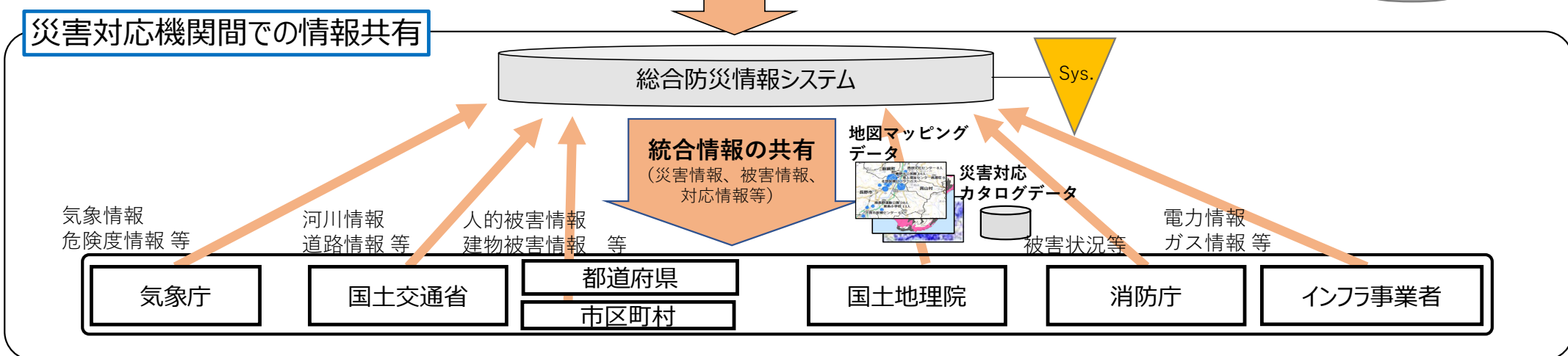
防災分野のデータ連携のためのプラットフォーム

- 個々の住民等が災害時に的確な支援が受けられるよう、防災アーキテクチャの検討を進め「データ連携基盤」の構築を進めるとともに、災害対応機関等で災害時の情報共有を図る「防災デジタルプラットフォーム」を構築

住民向けの支援

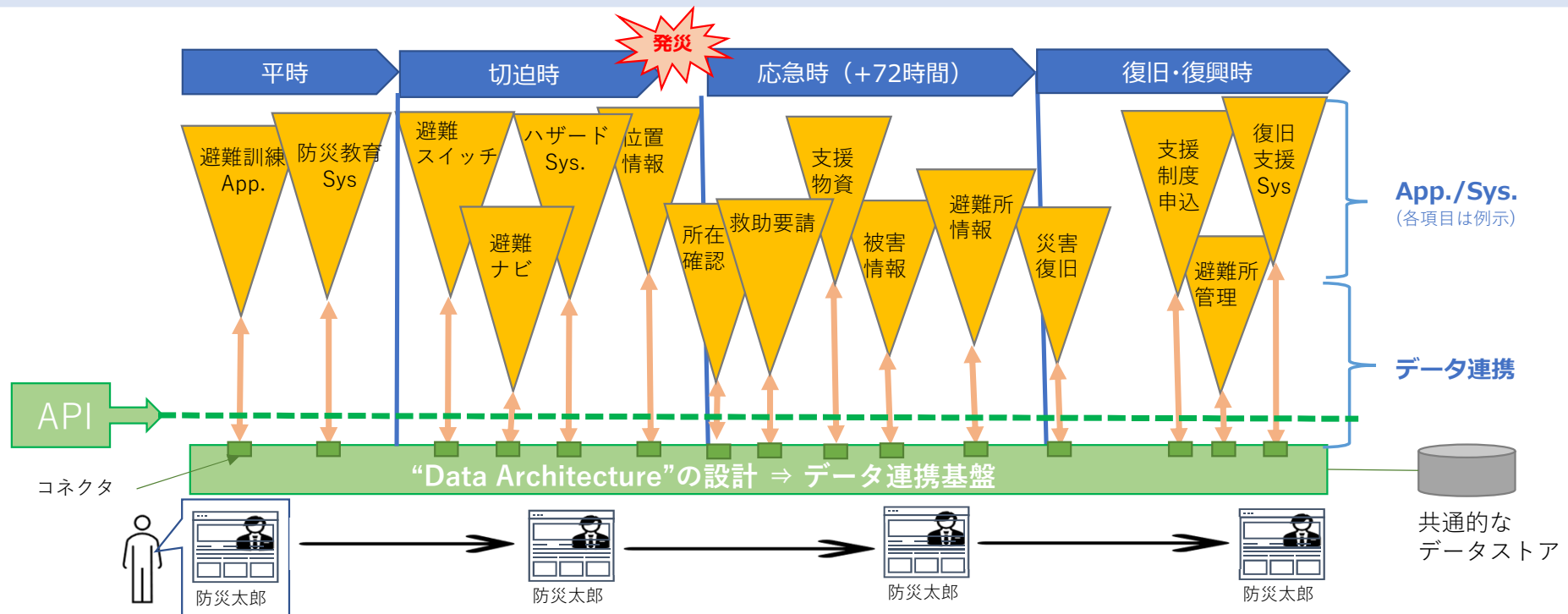


災害対応機関間での情報共有



①住民向け支援（防災アーキテクチャの検討）

- 他分野同士でデータ連携がされないままアプリ等が乱立されると、各アプリ等が独自にデータの入出力を求め、住民にとって多重入力が負担となる。
- このため、防災アーキテクチャ（データモデル含む）設計のうえデータ連携基盤の構築等を進め、合わせて、APIの公開に関するルールをすることにより、アプリ等でワンスオンの徹底を図る。民間や自治体の様々なアプリ等でデータ連携が可能となり、住民が様々なサービスを受けることが可能となる。
- 防災アーキテクチャに基づくデータ連携基盤に則ったアプリ等が構築された場合に、デジ田交付金の活用等も通じ、横展開を図る。



行政機関保有を含む個人情報 → 基本的な情報は再入力フリーに。各App/Sysが必要な情報を追加/改訂。それを各サービスが必要に応じ取りに来る。

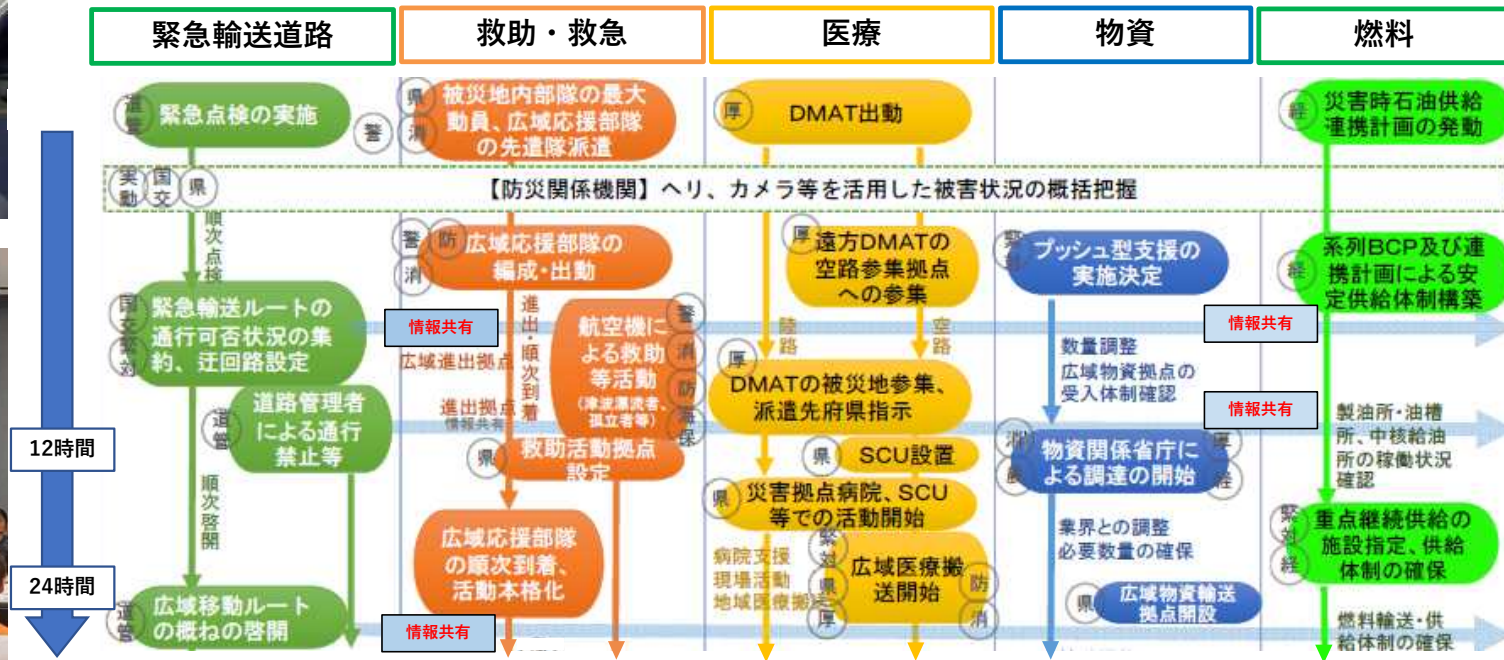
②災害対応機関間の情報共有



紙からデータで共有
素早い統一的状況認識
が可能に



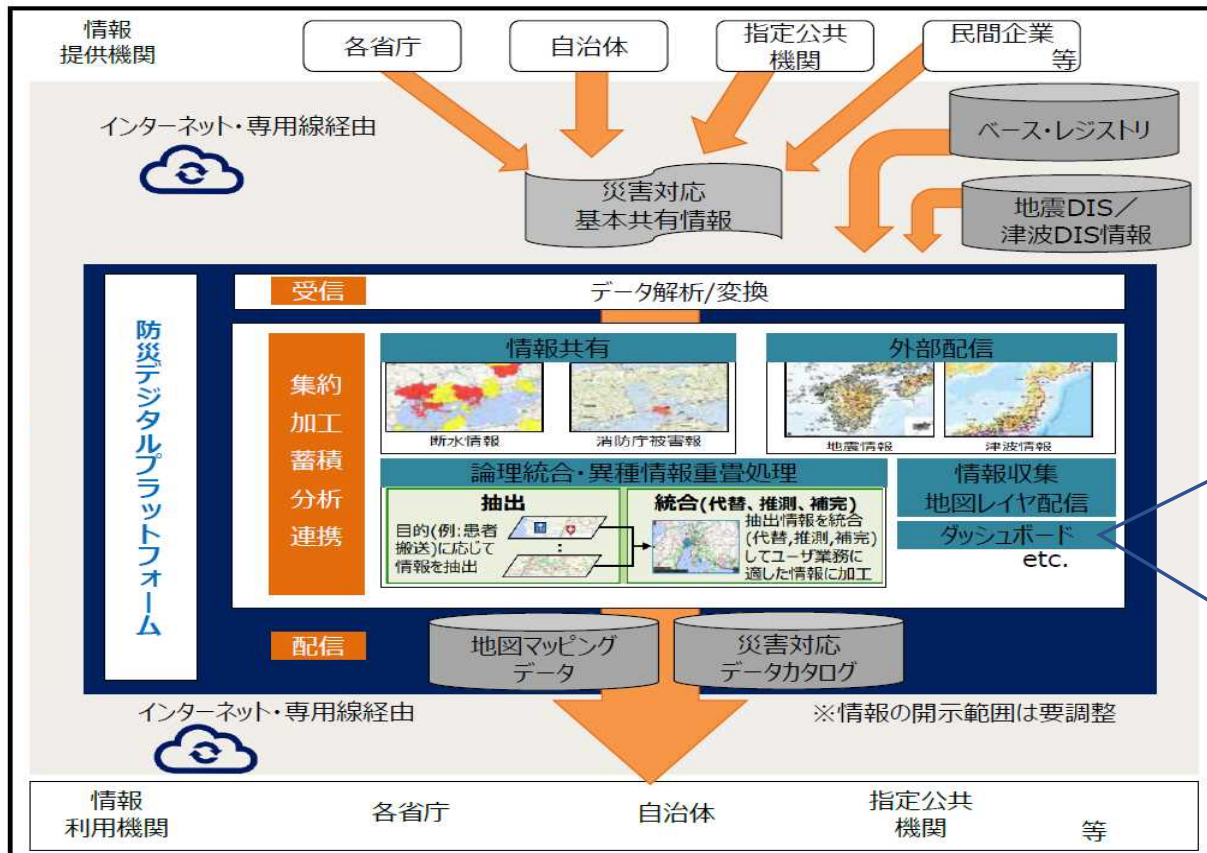
時々刻々と変わる状況に対して、それぞれの災害対応機関が被災関連情報と対応情報等を共有し、全体としての的確な防災対応をとることが重要である。分野を横断したデータ連携を実現することで素早い統一的状況認識が可能となる。



「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」より作成

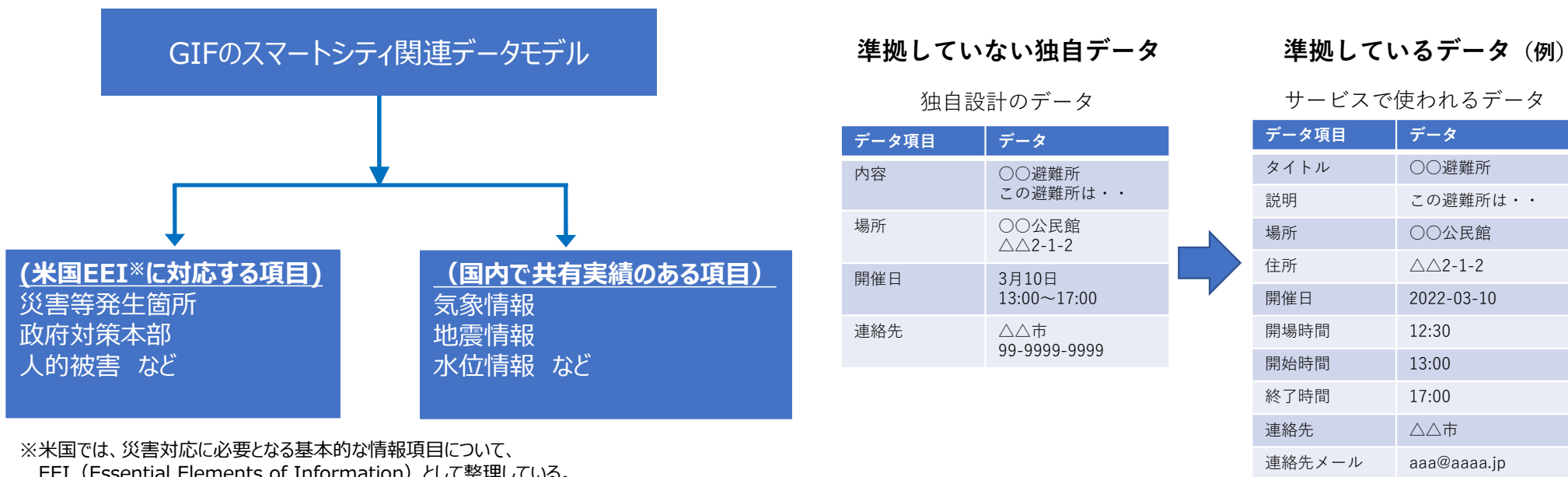
②災害対応機関間の情報共有（防災デジタルプラットフォーム）

- 災害時には、災害対応機関が被害情報や対応情報などを速やかに共有し、対応にあたることが重要
- 被災状況等を早期に把握し、迅速・的確な意思決定を支援することを目的として、平成23年度から内閣府が総合防災情報システムを運用。利用者の範囲が国の機関に限定されるなどの課題あることから、内閣府において、次期総合防災情報システム（防災デジタルプラットフォーム）は、現行の総合防災情報システムとSIP4Dを統合する形で新しいシステムとして構築予定。令和6年度からの運用開始を目指している。



②災害対応機関間の情報共有（基本的な情報項目の作成）

- 防災デジタルプラットフォームの構築にあたっては、災害時にデータ連携がスムーズに行えるよう、政府相互運用性フレームワーク（GIF、デジタル庁策定）を活用し、デジタル庁と内閣府が連携しながらデータ項目やデータ仕様等の設計を進めている。



※米国では、災害対応に必要な基本的な情報項目について、EEI（Essential Elements of Information）として整理している。

検討状況・今後のスケジュール

- 2022年、デジタル庁のフレームワークにもとづき、各データ項目やデータ構造の検討開始。
- 2024年以降、調整できたデータから順次、次期総合防災情報システムに実装開始。

教育分野における 「教育データ利活用ロードマップ」の現状



文部科学省

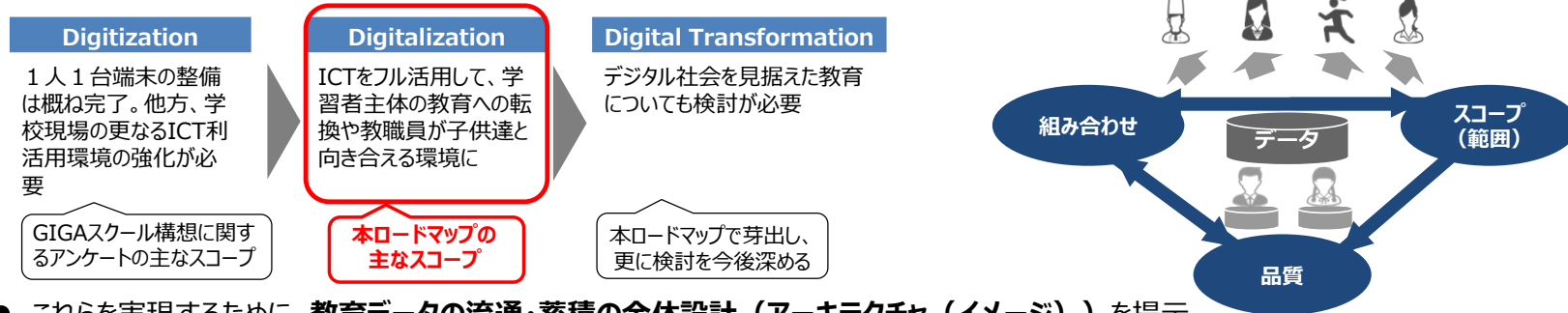
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

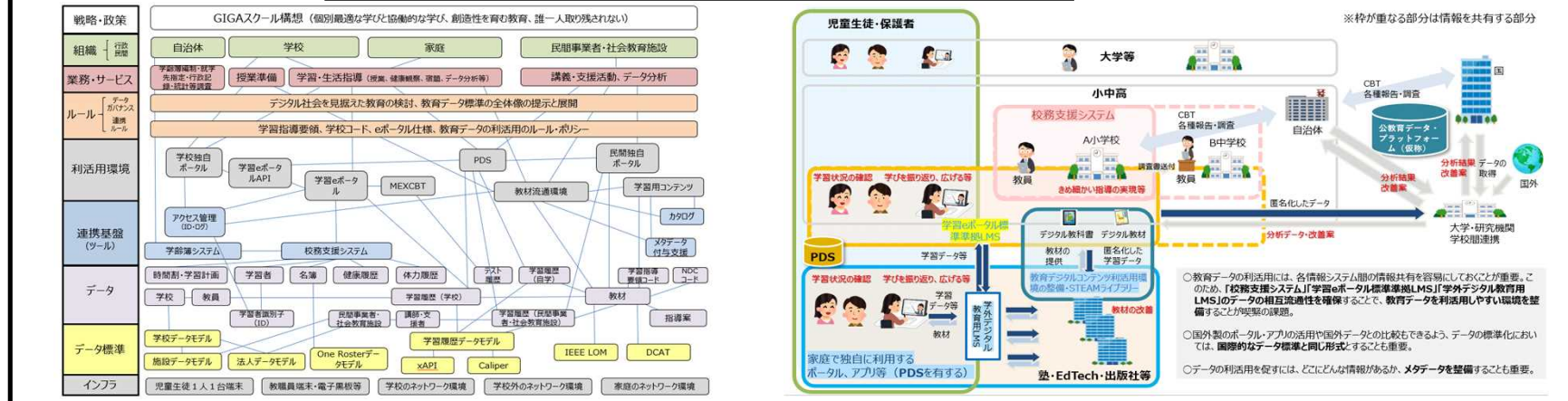
教育データ利活用ロードマップ(抄)

ロードマップの全体像 (総論)

- 昨年9月のGIGAスクール構想に関するアンケートの取りまとめに引き続き、関係省庁で教育データの利活用に向けたロードマップの策定に着手。まず、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①スコープ(範囲)、②品質、③組み合わせ、の充実・拡大という「3つの軸」を設定。 **誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会**



- これらを実現するために、**教育データの流通・蓄積の全体設計(アーキテクチャ(イメージ))**を提示。



出典:『教育データ利活用ロードマップ(2022年1月7日)デジタル庁、総務省、文科省、経産省』p.1

教育データ利活用ロードマップ(抄)

ロードマップのポイント② (各論)

- その上で、「ルール」「利活用環境」「連携基盤(ツール)」「データ標準」「インフラ」といったそれぞれの構造に関連する論点や、必要な措置について整理。

論点	検討の方向性
教育データの全体像	教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分するとともに、アーキテクチャを踏まえた全体イメージを整理。
調査等のオンライン化・教育データの標準化	調査等のオンライン化を行った上で、優先順位を考えながら、随時教育データの標準化を行っていく。その際、国際的な標準を参考にしつつ、我が国の実情に合う形で進めていく。
教育分野のプラットフォームの在り方	データ連携における新たな価値と必要となる機能の分析を行った上で、全体像の中で「学習eポータル」「学外デジタル教育プラットフォーム」「公教育データ・プラットフォーム」等の各施策を位置付け。
学校・自治体等のデータ利活用環境の整備	学校や自治体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク環境や校務のデジタル化、教職員端末、児童生徒端末に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。
教育データ利活用のルール・ポリシー	教育データの利活用の原則のほか、1人1台端末を安全・安心に利活用するためのガイドラインや教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの方向性、個人情報などデータの取扱いが問題となる局面について整理。
生涯にわたる学びの環境整備	生涯にわたり学び続けることが出来るよう、ライフステージや場面に応じたリテラシー習得の機会提供、学びの成果の可視化、識別子(ID)やPDS(Personal Data Store)・情報銀行の活用の在り方について論点を整理。
データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現	各自治体において、教育・保育・福祉・医療等のデータを必要に応じて連携するシステムや体制を整備し、真に支援が必要な子どもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の取組に活用する実証事業を支援。
デジタル社会を見据えた教育	個別最適な学びと協働的な学びを真に実現するために、ミッション・ビジョンも踏まえ、制度面等で改善すべき点がないか、関係省庁が「ワンチーム」となって検討。

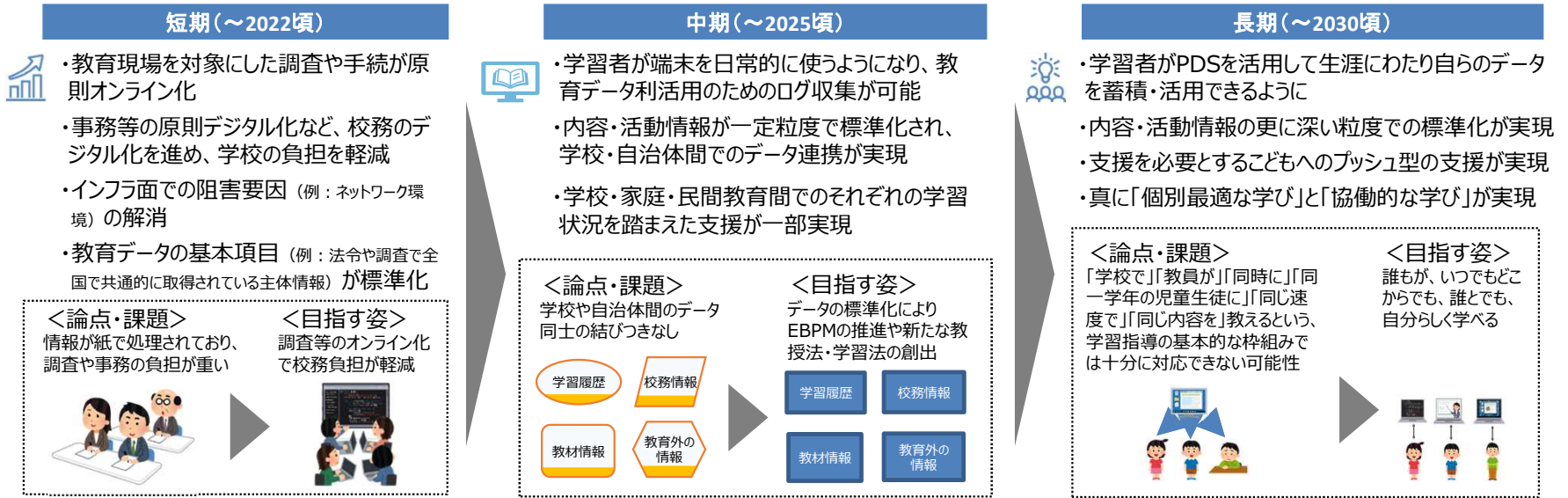
- デジタル庁アイデアボックスを活用し、昨年10月25日から11月26日まで、本ロードマップについて広く皆様から御意見を募集。その後、いただいた御意見や有識者との意見交換(別紙参照)も踏まえつつ、必要な措置について更に深堀りを行い、ロードマップを取りまとめ。今後、デジタル社会形成基本法に基づき昨年12月24日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」とあわせ、多様な関係者との連携の下、着実に施策を推進するとともに、状況の変化を踏まえ、柔軟に見直しを行う。

出典:『教育データ利活用ロードマップ(2022年1月7日)デジタル庁、総務省、文科省、経産省』p.2

教育データ利活用ロードマップ(抄)

ロードマップのポイント③ (短期・中期・長期での目指す姿)

● 大きく3フェーズ(短期→中期→長期)に分けると、それぞれで実現を目指す姿は以下のとおり。今後、育成を目指す資質・能力の明確化・指標化とあわせ、実証事業においてユースケースを創出しながら、工程表(後掲)に基づく施策を進めていく。



実現のためのKPIの考え方

※多角的な側面から測定することが重要

- 調査・手続きのオンライン化の進捗状況
- 校務のデジタル化の進捗状況
- インフラ面での指標(端末、ネットワークetc.)
- 日常的な端末活用

- ICTを活用した個別最適な学び・協働的な学びの実現状況
- 情報活用能力の向上(R4情報活用能力調査)
- データ利活用状況
- 教職員のICT活用指導能力の向上
- 教職員の業務削減(R4教職員勤務実態調査)

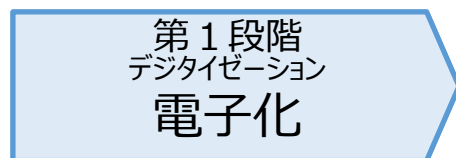
- 学力の向上(全国学力・学習状況調査等)
- いわゆる非認知能力とされているものの向上(全国学力・学習状況調査等)
- 教職員の業務削減(R4教職員勤務実態調査)

出典:『教育データ利活用ロードマップ(2022年1月7日)デジタル庁、総務省、文科省、経産省』p.3

教育DXの道行き

教育DX：デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す。

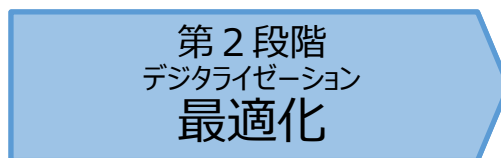
- ◎ まずは第1段階に集中的に取り組み、全国の学校の着実な電子化を徹底的に行う。
- ◎ 第2段階、第3段階にも、将来的な構想を描きつつ、可能な部分から着手し、試行やプロトタイプ開発等を行い、全国的な仕組みにつなげていく。



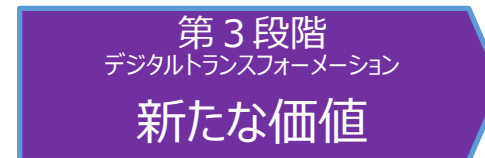
標準モデルアプローチ
経験・勘による「属人知」



デジタル化で効率・効果的に
(GIGAスクールによる1人1台端末整備等)



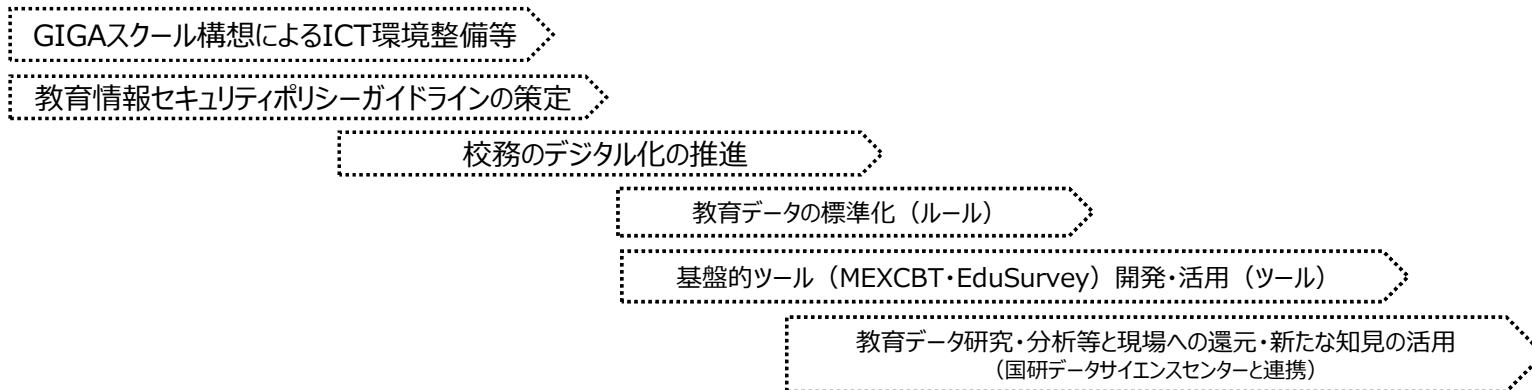
**ICT・データ活用による指導・教育
行政の改善・最適化**
(1人1台端末の効果的な活用によるデータのフル活用)



「個別最適モデル」アプローチ
「集合知」の活用



**学習モデルの構造等が質的に
変革し、新たな価値を創出**



GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

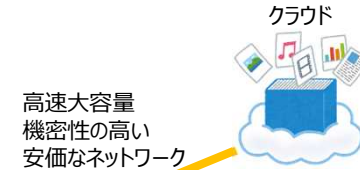
令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度1次補正予算額 2,292億円
令和2年度3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援 3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

◆国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円

◆国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の高・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度3次 161億円
私立：原則1/2 (上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる
障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額 私立：1/2
令和2年度1次 11億円
令和2年度3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備 1,367億円

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額
令和元年度 1,296億円
令和2年度1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3
学校施設環境改善交付金の内数



GIGAスクールサポーターの配置促進 105億円

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の**配置経費を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

○ **家庭学習のための通信機器整備支援**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)
令和2年度1次 147億円
令和2年度3次 21億円

○ **学校からの遠隔学習機能の強化**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
令和2年度1次 6億円

○ **オンライン学習システム(CBTシステム)の導入**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等**
令和2年度1次 1億円
令和2年度3次 22億円

G I G Aスクール構想の推進①

G I G Aスクール構想とは：1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上する構想。



構想の背景：①デジタル機器を学習に利用する時間は国際比較で最下位（OECD調査）、②学校のICT環境の整備状況に地域間の差が顕著（文部科学省調査）
⇒「Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。…1人1台端末環境は令和の時代における学校のスタンダード」
（令和元年12月 文部科学大臣メッセージ）

1. G I G Aスクール構想に基づく学校ICT環境の整備

→ 当初令和元年度（補正予算）から令和5年度までと
していたG I G Aスクール構想に基づく整備計画を、
コロナ禍も踏まえ大幅に前倒し

(1) 1人1台端末の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 1人1台の児童生徒端末の整備支援 3,149億円 →公立小中においては1人1台を概ね達成（令和3年3月）

【課題】 指導者用の学習指導端末が無い、古い（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 指導者用の学習指導用端末については、地方交付税において1教室1台の端末を措置
※校務用については別途1人1台の端末を措置。

指導者用端末など授業環境高度化（令和3年度補正予算84億円）を実施
高校端末も令和4年度1年生の端末が整備完了予定（令和4年度中）



(2) 通信ネットワーク環境の整備

（令和元年度及び令和2年度補正予算）

【現状】 学校ネットワーク環境の全国整備 1,367億円 →ネットワーク供用を開始した学校は約98%。ネットワーク環境の
アセスメントの実施予定がない自治体等が約54%存在（令和3年5月末時点調査）

【課題】 ネットワークが遅い、つながらない（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 **ネットワークに関する全国一斉アセスメント及び応急対応**

（令和3年度補正予算及び令和4年度予算 G I G Aスクール運営支援センター整備事業の内数）

2. 整備された学校ICT環境の活用支援の充実

(1) 運営支援

【現状】 日常的な支援等を行うICT支援員（※令和3年8月、「情報通信技術支援員」として省令に位置付け）の配置促進

令和3年3月にはチェックリストを含む端末の積極的な利活用について通知

臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況 31.2%(令和3年9月)⇒ 69.6%(令和4年1-2月) ※ICT端末の活用は84.4%

【課題】 ・教師に設定等の負担が集中している ・持ち帰りなど運用に地域差がある（令和3年7月デジタル庁アンケート）

【取組】 **G I G Aスクール運営支援センター整備事業**（令和3年度補正予算52億円。令和4年度予算10億円）を開始

令和4年3月にはチェックリストを更新・充実した**端末の活用の促進に向けたガイドライン等を策定**するとともに、**セキュリティポリシーガイドラインを改定**。校務の情報化に関する**専門家会議**を設置・議論



(2) 学習指導等支援

【現状】 地域や学校に取組の差があることから、地域全体の底上げが必要

令和4年4月から高校の新指導要領に基づき「情報I」が新設・必修科目へ

【課題】 ・指導法の普及が十分でない（令和3年7月デジタル庁アンケート） ・体制に地域差が存在

【取組】 「**GIGA StuDX推進チーム**」（令和2年12月設置）が、全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開。学校現場の悩みや課題に応じて**優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジンなどプッシュ型・伴走型**の支援を実施。教職員支援機構と連携した解説動画など**オンライン研修プログラムの充実**や**ICT活用教育アドバイザー**による専門的な助言や研修支援も実施



＜今後の展開＞ ⇒ デジタル庁をはじめとした関係省庁と一層連携して、GIGAスクール構想を推進！

- コンテンツの充実(デジタル教科書、オンライン学習システム(MEXCBT))
- 全国学力・学習状況調査のCBT化
- デジタル化による校務効率化
- GIGA後の教師や学校施設の在り方
- 教育データ活用ロードマップ【デジタル庁】
- エビデンス整備(EBPM)【内閣府経済財政担当】
- EdTech、STEAM教育【CSTI、経済産業省】など

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要

※ 情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

◆ 目的・経緯

- 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることが、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。
各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。

- セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、順次ガイドラインの改訂を実施。

【令和元年12月改訂】

- ・GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。

【令和3年5月改訂】

- ・新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。

【令和4年3月改訂】

- ・アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記
- ・「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述

※ネットワーク分離による対策…安全な内部ネットワークと外部ネットワークを明確に切り離すことで、安全性を担保する対策

アクセス制御による対策…「誰が」「何に」「どこまで」アクセスして良いかを制御することにより安全性を担保する対策

教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 本ガイドライン制定の背景・経緯

第3章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方

- ①組織体制を確立すること
- ②児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと
- ③標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと
- ④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること
- ⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること
- ⑥教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること

第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性

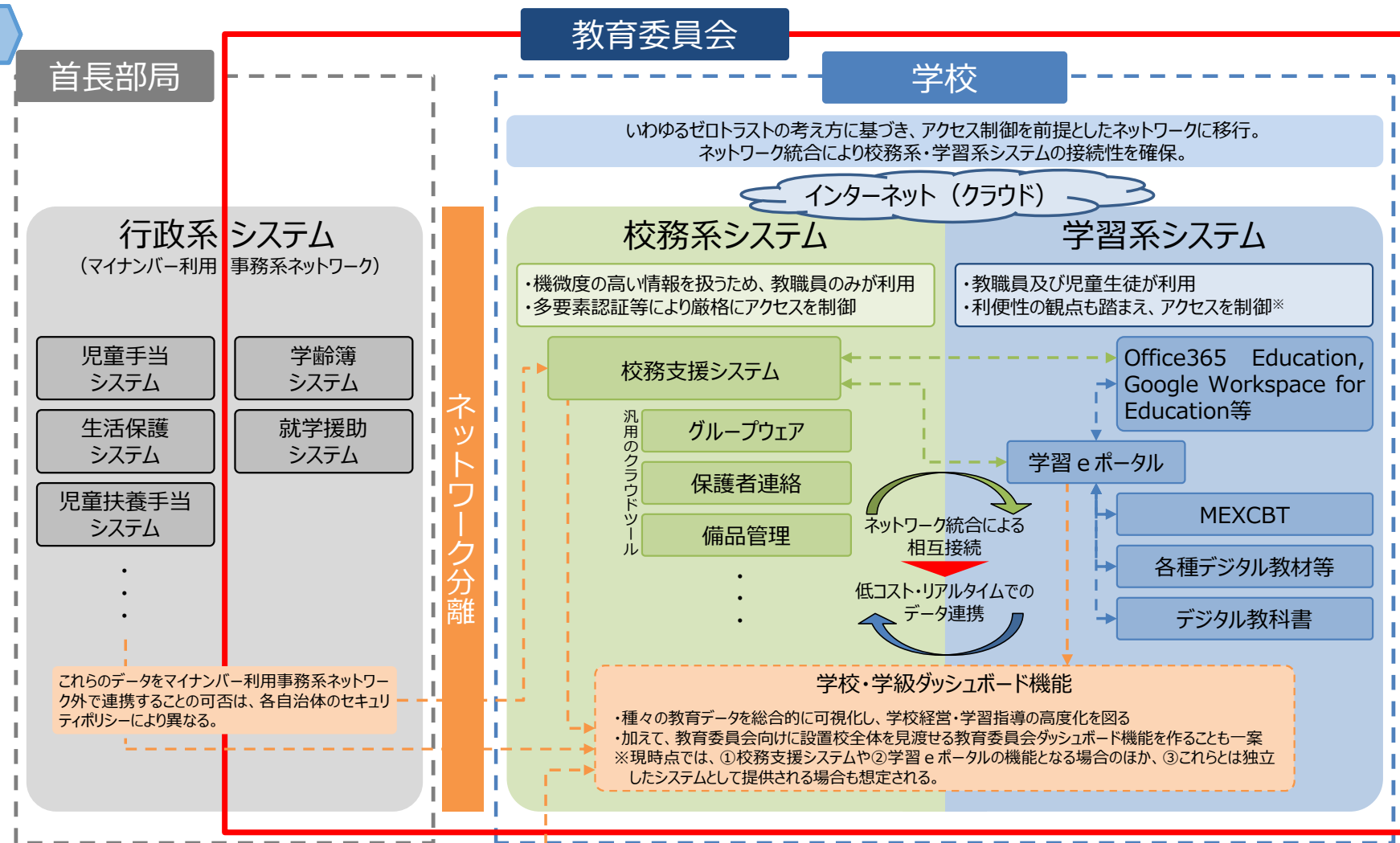
第5章 教育現場におけるクラウドの活用について

(参考資料) 情報セキュリティ対策基準の例

第1段階
デジタイゼーション

第2段階
デジタイゼーション

教育データ利活用における校務DXの将来的なイメージ（案）



GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議(第8回)配布資料

教育データの標準化について

第1版 (2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表



桁	第1桁	第2桁	第3桁	第4桁	第5桁	第6桁	第7桁	第8桁~第15桁	第16桁
区分	告示時期	学校種別	教科	分野・科目・分類	目標・内容・内容の取扱い(大項目)	学年・段階	目標・内容・内容の取扱い(小項目)	細目	一部改正

12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

学校コードのイメージ

B1-01-1-1000002-9(構成要素間の-は便宜上のもの)

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)	検査数字 (1桁)
A1:幼稚園 ※ A2:幼保連携型認定こども園	01:北海道	1:国立	1000000	0
B1:小学校	~	2:公立	~	~
C1:中学校 C2:義務教育学校	47:沖縄県	3:私立	9999999	9
D1:高等学校 D2:中等教育学校				※1桁目に0は使用しない
E1:特別支援学校				
F1:大学 F2:短期大学				
G1:高等専門学校 H1:専修学校 H2:各種学校				

第2版 (2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

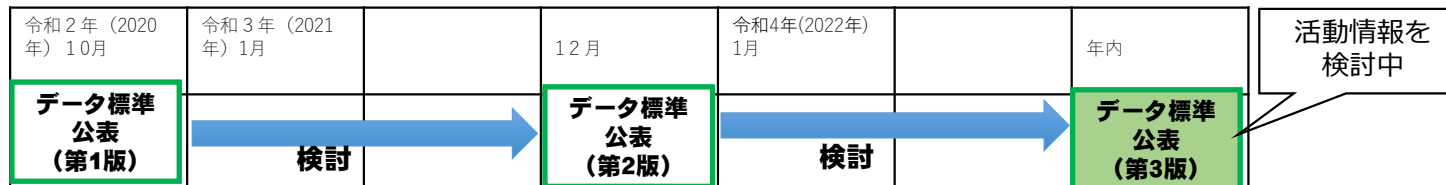
これまで制度等に基づき学校で活用されてきた情報など340項目

データ項目名称	データ型	文字数	コード名	サンプル値
姓名	VCHAR	205	-	教科 太郎

2022年 3月

「教育委員会コード」を公表

例)	教育委員会コード (6桁)	構成要素	
		県コード (2桁)	教育委員会番号 (4桁)
北海道教育委員会	011000	01	1000



文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について

概要

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発（事業者連合体のコンソーシアムに委託）
- 令和2年度に実証を行い、令和3年度から希望する全国の小・中・高等学校等での活用を開始。現在、公立小中学校の約80%が登録（約1,700の学校設置者、約2.4万校、約760万人が登録）
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約30,000問を活用可能
- 「GIGAスクール構想」により実現する「**1人1台端末**」を活用した「**デジタルならではの学び**」を実現

MEXT + CBT
文部科学省 Computer Based Testing



活用の様子：学校や家庭における活用



小田原市立片浦小学校H Pより抜粋

画面イメージ：見やすいテスト実施画面



PISA（国際学力調査）公開問題

搭載コンテンツ：約30,000問

国が作成した問題
⇒全国学力・学習状況調査、中卒・高卒程度認定試験

地方自治体作成問題
⇒岩手県、千葉県、山口県、さいたま市、幸手市

CBTならではの問題
⇒PISA（国際学力調査）の公開問題
⇒全国学力・学習状況調査を題材とした動画問題
⇒情報モラル学習コンテンツ

その他
⇒教員等が作成した独自問題 など

MEXCBTを活用した現場からの声（一部抜粋）



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習（宿題）の際に活用したりした。臨時休校中にもこのシステムを活用して家庭学習を行った。

児童生徒は問題を解けば正答率が出て達成度分かるため、楽しみながら取り組んでいた。今後も利用したい。

教員は配信するだけでテストを利用してきて自動採点されるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

子どもたちは学習端末を使用した学習にとまどいなく取り組んでおり、私たち大人の想像を超えたスピードだと感じる。

様々なMEXCBTの活用用途

MEXCBTの活用は、搭載済みの問題を日々の学習の中で解くだけでなく、全国学力・学習状況調査や地方自治体独自の**学力調査等のCBT化**、国で実施している**アンケート調査**、教員による**教材作成**など、様々な用途に広がっています。

MEXCBT×全国学調

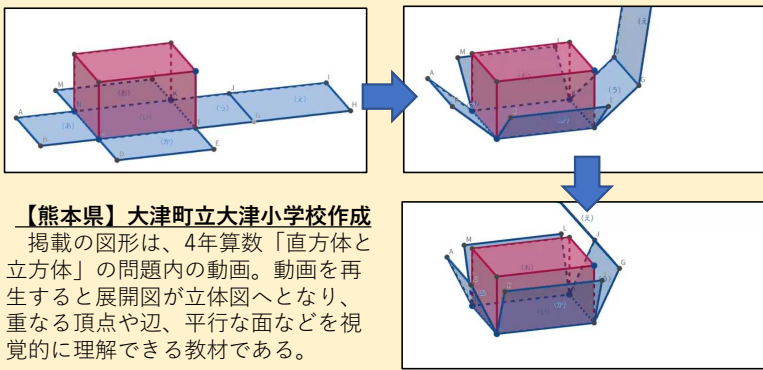
- R3年度より、全国学力学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証をMEXCBTを活用して実施。
- R5年度、中学校3年生を対象とした生徒質問紙の一部や英語「話すこと」調査においてMEXCBTを活用。

MEXCBT×国実施アンケート調査

- 教員や児童生徒一人一人を対象とした大規模なアンケート調査（数十万人規模）を、MEXCBTを活用して実施。

MEXCBT×教員による教材作成

- MEXCBTでは、「テスト作成サイト※」で作成した自作教材（テスト・問題）をMEXCBTに搭載し、授業で使ったり、課題として配信したりすることができます。R4.11月現在、15自治体により作成された100問がMEXCBTに搭載されており、全国で活用できます。



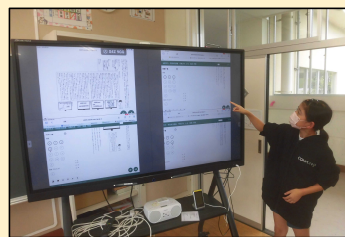
※テスト作成サイトを使用する場合は、別途申込が必要となります。詳しくは、以下の「文部科学省CBTシステムMEXCBT運用支援サイト」よりお申込みください。<https://support2.mexcbt.mext.go.jp/news/sandbox/>

MEXCBT×地方学調

- 数自治体がMEXCBTを活用した地方自治体独自の学力調査のCBT化の試行・検証を既に開始。R4年度中に更に複数自治体が予定。
- R5年度からは、更に多くの自治体がMEXCBTを活用した地方自治体独自の学力調査のCBT化を予定。

MEXCBT×日々の学習

- 授業や朝学習、家庭学習等においてMEXCBTの活用が進んでおり、文部科学省HP等で活用例を掲載。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00001.html



【千葉県】君津市立清和小学校



【宮崎県】川南町立唐瀬原中学校

自治体からの提供問題で解答数が多いものBEST5

(R4.3.1~11.21累計)

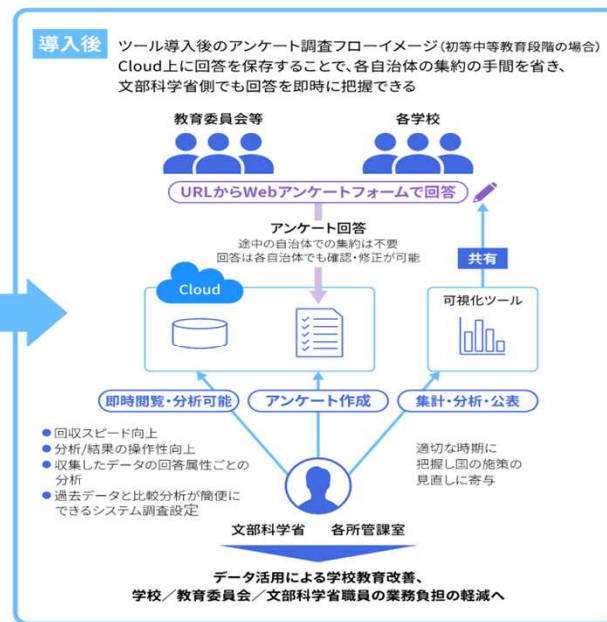
- 1位 ちばのやる気学習ガイド 理科 中学校1年生
いろいろな生物とその共通点（生物の観察）＜基本問題1＞
- 2位 さいたま基礎学力定着プログラム 算数小学校5年生
＜倍数と約数＞
- 3位 さいたま基礎学力定着プログラム 算数小学校4年生
＜大きい数のしくみ＞
- 4位 ちばっ子チャレンジ100 国語
小学校1年生 なかまのことは
- 5位 やまぐち学習支援プログラム 令和3年中1 数学 大問1

全国学力・学習状況調査問題の他にもたくさん問題を搭載しています。



「文部科学省WEB調査システム」(EduSurvey) について

- 新型コロナウイルス感染症の対応等、各学校（小・中・高・大学等）の状況を効率的かつ迅速に把握することが求められている。
- 教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資するシステムを開発。
- 学校現場や教育委員会からも調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高い。
- 令和4年度においては約30の調査を試行、令和5年度は約100の調査を実施予定。



教育委員会
学校から提出された複数のエクセルを統合するのが大変。ミスも起きやすい...

文科省
都道府県から提出されたエクセルをもとに、独自に集計や分析の手間が発生。

教育委員会
学校の回答が直接届くので、教育委員会での統合の手間が削減。

文科省
学校が回答したら即時に結果の確認が可能。可視化ツールで集計や分析が簡単に！

現在、EduSurveyを使って実施済・実施中の主な調査（令和4年12月現在：47調査が活用）

- ・ R4 副教材配布冊数等調査
- ・ ウクライナから日本に避難した子供の学校への受入状況について
- ・ 新学期における公立学校臨時休業状況調査
- ・ バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検

幼稚園～高校まで、計5万校を対象とする大規模調査も実施

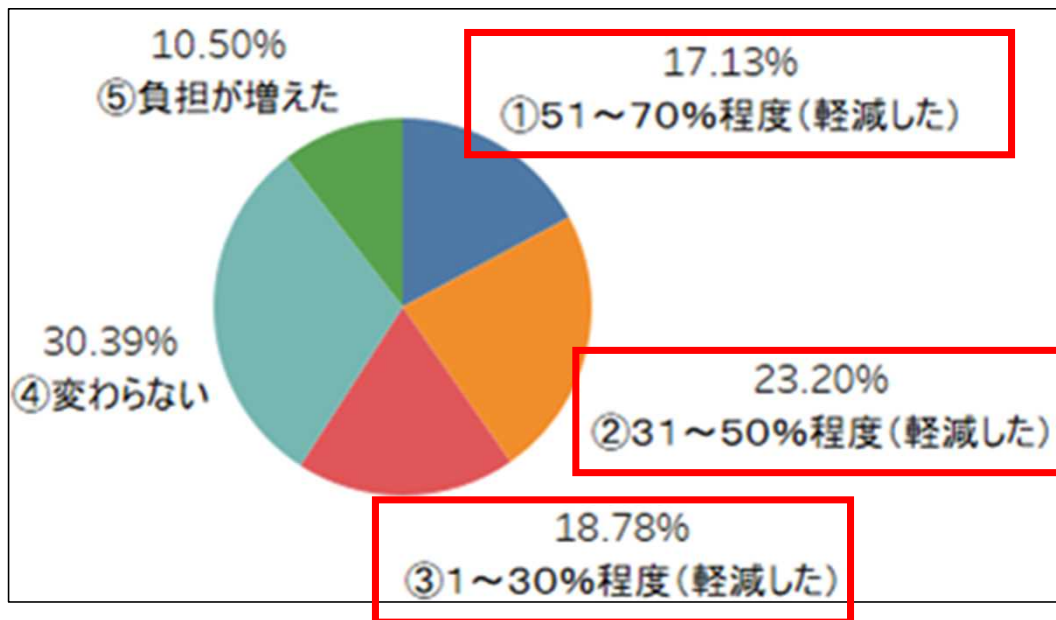
EduSurveyを活用した効果（地方自治体の声）

EduSurvey使用感についての調査結果

- ✓ 調査対象：地方自治体のとりまとめ部局担当者
※本システムを初めて実証した者を対象

Q これまでのアンケート調査と比べて、本システムを利用したことにより業務負担がどの程度軽減されましたか？

A



調査フローが
簡略化した！

回答方法が
簡便！



問い合わせや
連絡調整が減
少した！

- ✓ 業務負担軽減の効果：**約6割**が負担軽減を実感

※一般的に新システム導入時には操作方法に不慣れなため負担増と認識されやすい傾向にある中の結果であることに留意。
※⑤「負担が増えた」の結果については最初のアカウント登録が影響したと考えられるが、一度登録すれば再度の負担はない。

教育データ利活用について

教育データの利活用の目的（将来像の具体的イメージ）

① 子供の視点

学びを振り返る

- 自身の学びや成長の記録を一目で振り返り、強みや弱点を簡単に把握することが可能

学びを広げる・補う

- 興味のある分野を発展的に学習
- 苦手分野克服や復習のためのレコメンド
- 不登校・病気で学習できなかった分野を補う

学びを伝える

- 学校と家庭での学びなどをつなぐことができる
- 転校・進学しても何を学んだかが残っている
- 資格や履歴の証明等をデジタルで提示できる

③ 保護者の視点

- 子供の学校での様子を確認
- 学校との連絡も容易に

子供の学習状況を踏まえて、家庭学習の支援ができる！

② 教師の視点

きめ細かい指導・支援

- 子供一人ひとりに関する様々なデータを一目で把握
- 「ノーマーク」だった児童生徒を早期発見、支援
- 学校全体で子供の様子を把握し、支援
- 転校・進学前の子供の様子も分かる

教師自身の成長

- これまでの経験・知見と照合
- グッドプラクティスを共有し、指導改善に活用

④ 学校設置者の視点

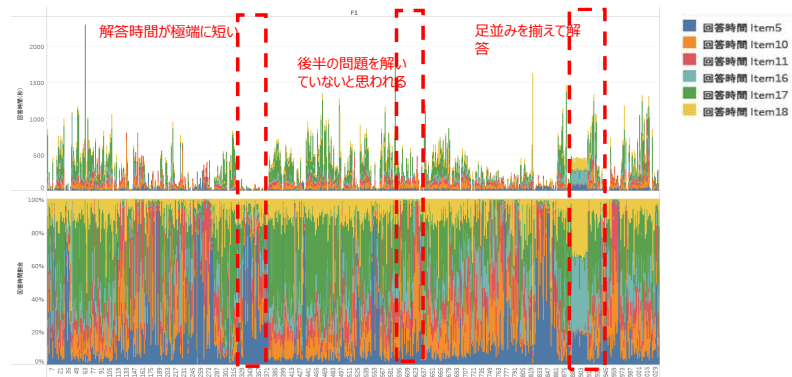
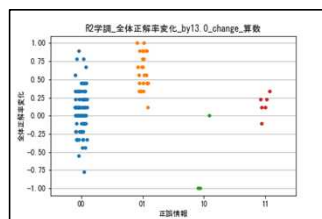
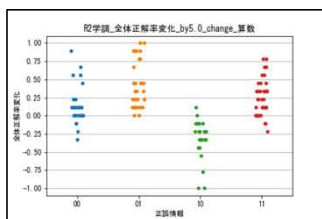
- 学校ごとのデータをリアルタイムで参照
- 学校への調査が負担なく簡単に
- 類似自治体と比較し、施策改善が可能に

なるほど、不登校が減った市の取組は、こういう点が共通しているのか。

⑤ 行政機関・大学等の研究機関の視点

- 学習指導要領の改訂などにデータを活用することで根拠に基づいた政策（EBPM）を実現
- これまで分からなかった人の学習過程の解明に基づき、新たな教授法・学習法を創出
- 教員養成・研修等に活用することで、教師の資質能力向上を推進

→教育データ利活用のための分析手法の調査研究を実施



※MEXCBTは全体傾向等の活用はできるが、利用者個人を特定するような属性情報は取り扱っていない

教育データの利活用に係る留意事項（Q&A集）

1. 教育データの利活用にあたっての安全・安心の確保の必要性

✓ デジタルデータの活用により、データの複製等が容易になっていく中、

「教育データの安全・安心の確保」は不可欠な要素。

✓ 教育データの利活用に当たって心配の声もあり、**学校や教育委員会が参考となる留意事項を整理**していくことが必要。

→ 現在、文部科学省・教育データの利活用に関する有識者会議において議論を深めているところ。



（心配の声の例）

- ✓ セキュリティの確保など、データの安全管理
- ✓ 在学時のデータの、卒業後の取扱い
- ✓ 本人の望まない形でのデータ利用

2. 留意事項（Q&A集）の整理に向けて

（1）整理イメージ

- ・教育データ利活用にあたって自治体・学校留意すべき点を記載
- ・GIGAスクール構想等急速にICT化が進展している初等中等教育段階を当面对象
- ・改正個人情報保護法施行（令和5年度春）を見据えて**今年度中に作成**。その後、**定期的に更新**。

（2）対象とする論点

- ・学校教育分野における個人情報保護法に関連する留意点を中心とする。
- その他、進学や就職の際に本人が不利益を被らないようにするための在り方なども視野。

（3）構成イメージ

- ・留意点についてポイントごとに記載。実際に課題となりそうな論点についてQ&A方式で解説。

（参考）留意事項（Q&A集）の構成案

パート1（総論関係）	パート2（事例関係）	パート3（個人情報保護法関係）
1-1 はじめに	2-1 主に入学時・年度初め	3-1 個人情報の定義
	2-2 在学中	3-2 利用目的の明示
	2-3 卒業・進学・進級時	3-3 同意の取得
		3-4 第三者への提供

Qの例

- ・教育データの利活用を行うと、どのようなメリットや課題があるのでしょうか。（1-1）
- ・教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。（2-2）

?

データがどのように扱われるか分からない
何がOKなのか分からない
何が法令に抵触するのか分からない

不安で利活用がしづらい



留意事項（Q&A集）

やってよいこと	議論が必要なこと	やってはいけないこと
---------	----------	------------

安心して利活用

— 医療分野の取組について

Digital Agency
Japan.

具体的に推進すべき施策

（「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋して一部改変）

（1）「全国医療情報プラットフォームの創設」

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設。

（2）「電子カルテ情報の標準化等」

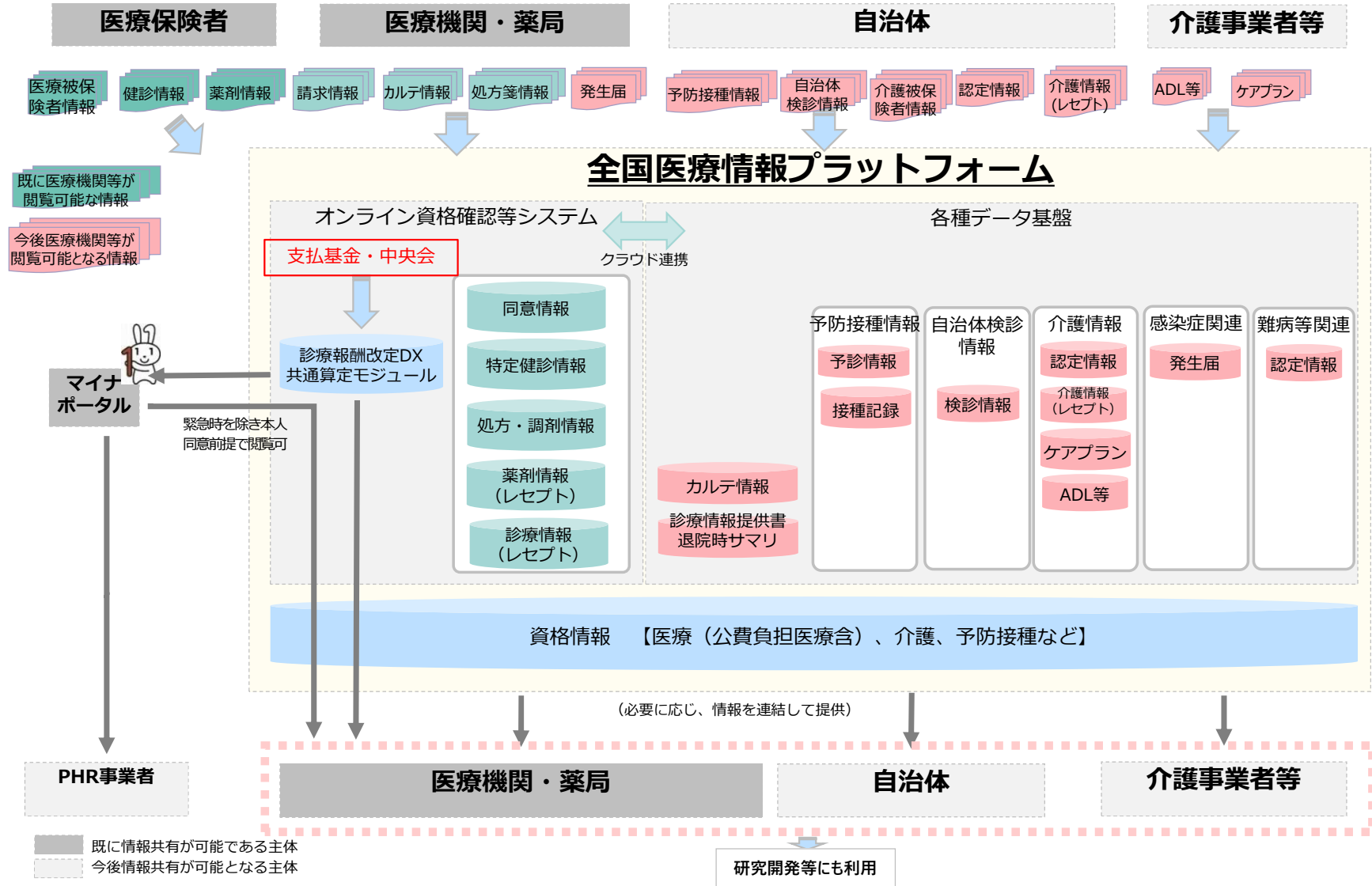
医療情報の共有や交換を行うに当たり、情報の質の担保や利便性・正確性の向上の観点から、その形式等を統一。その他、標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やA I等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる。

（3）「診療報酬改定D X」

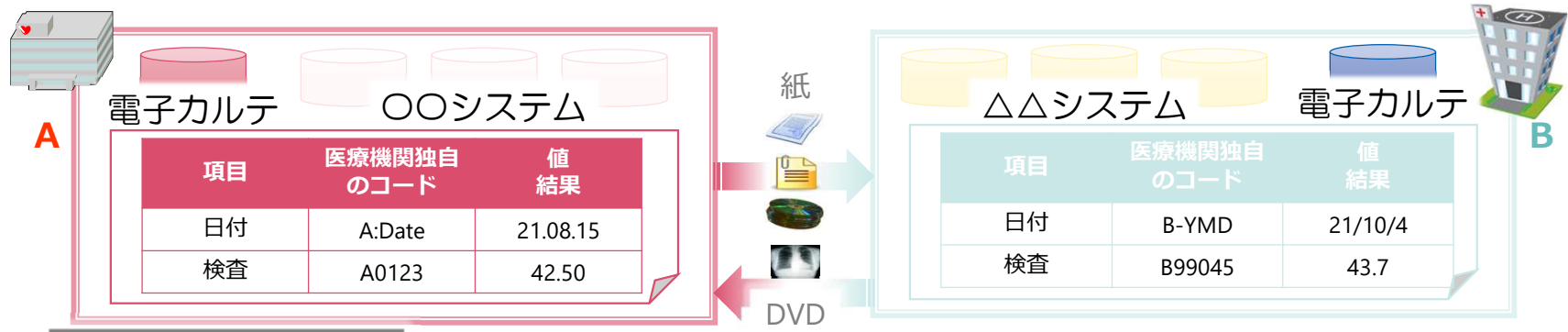
デジタル人材の有効活用やシステム費用の低減等の観点から、デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることを目指す。

※医療情報の利活用に係る法制上の措置等を講ずることとしている点についてもフォローアップを行う。

「全国医療情報プラットフォーム」（将来像）

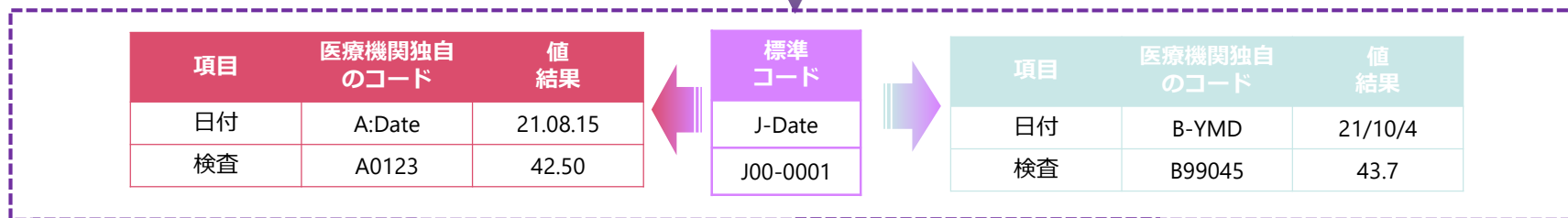


電子カルテ情報の標準化



- ・医療機関により情報の表記の仕方やデータの入力形式が様々で、ばらばらである。
- ・医療機関により独自のコードが振られており、例えば同種の検査であっても、データ出力時に同種のものとして認識されない。

標準化 対応 (標準コード 付与)



標準規格準拠のデータ交換

- ・情報の表記の仕方やデータの入力形式が統一される。
- ・標準コードを付与させることにより、異なるシステム間においてデータの互換性が確保される。



デジタル原則からみた医療DX

第1回医療DX推進本部デジタル大臣提出資料

- ・ 今後の医療DXの基盤となる、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXを進め、感染症有事の対応を含め、医療全体のDXを工程表を策定して、強力に進めていく。

✓国民、医療機関等の方々がデジタル化のメリットを早く感じていただけるよう、以下の項目の早期実現を目指す。

(1) マイナンバーカード1枚で患者等が様々な医療・福祉サービスを受けることができ、医師等も医療サービス提供に必要な認証ができる

- ・ 医療機関等で示す様々な証、手帳等については、マイナンバーカードに一元化する。
→国民はマイナンバーカード一枚で医療機関等に。自治体、健保組合等も、記録管理事務が効率的に。
※健康保険証、公費制度（生活保護、難病等）の各種受給証、診察券、予防接種の接種券、母子健康手帳、お薬手帳など

(2) 医療・福祉サービスに関する手続きをデジタル化し、1度入力された情報は再度の入力を要しない

- ・ 医療・福祉サービスに関わる紙の届出はデジタル化する。その際、自治体、保険者、医療機関等の関係システムを連携し、一度入力された情報は、再度入力しない（入力のワンストップ化）。
→医療に関わる職員に書類作成の負担を軽減するとともに、その後の共有や管理が効率的に。
※処方箋、感染症法上の届け出、介護保険や生活保護での主治医意見書、生命保険等の診断書、死亡診断書、医療機関間の情報提供書、問診票、予診票、障害年金等の障害等級や労災保険の手当金の判断資料など

(3) マイナンバーカードで自身の健康に関する情報を必要な相手に共有できるようコントロールできる

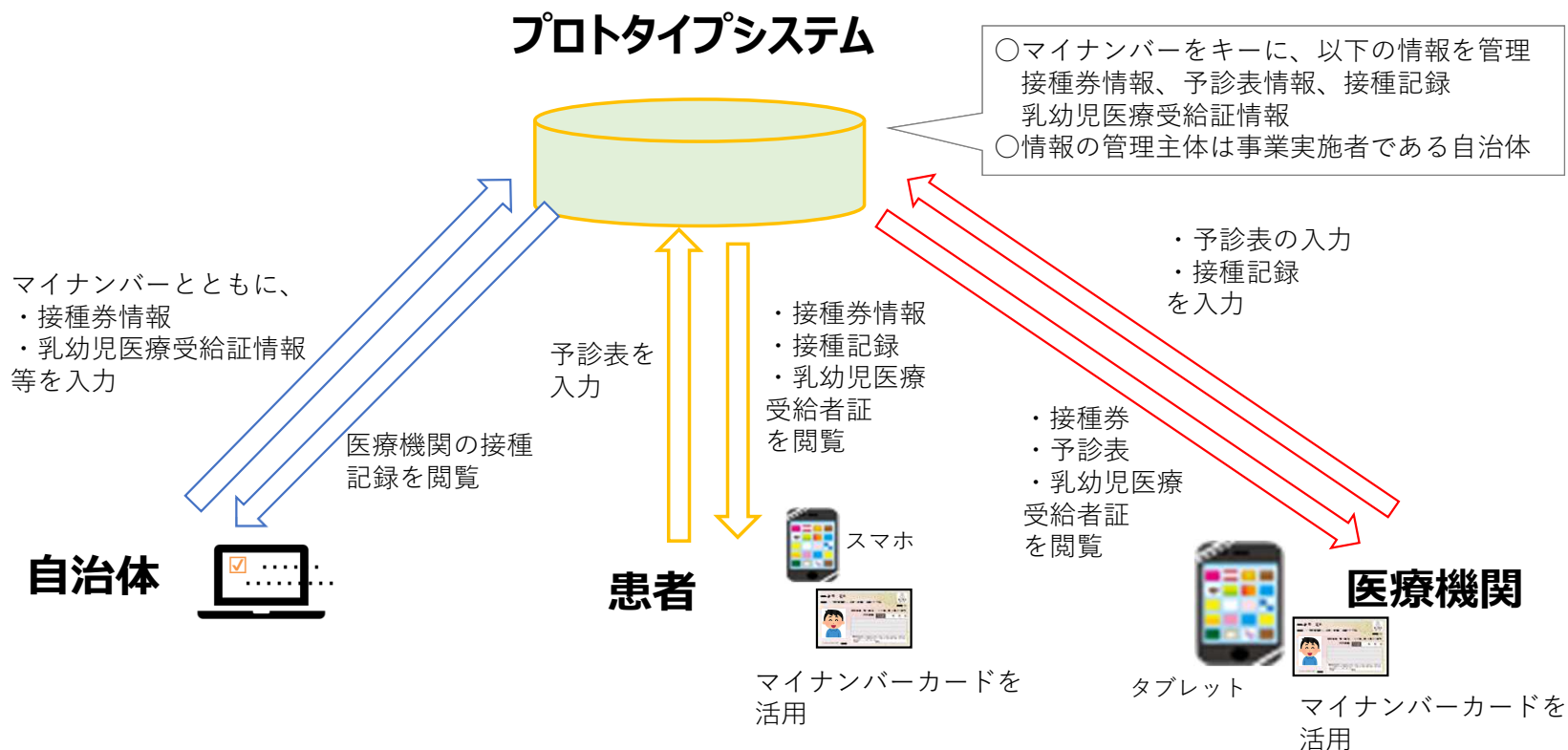
- ・ マイナンバーカードで患者の同意を得つつ、医療情報全般にわたって全国の医療機関等で共有を可能とするとともに、国民も、マイナポータル等で閲覧可能に。
→診療の質の向上、重複検査・投薬の回避につながるとともに、国民の健康維持・増進にも寄与
※薬剤情報、健診情報、電子カルテ情報、予防接種情報、母子保健情報など
- ・ 医療情報について、質の高いビックデータとして分析・研究開発で活用し、エビデンスに基づいた医療の質の向上を実現する。
→治療の最適化やAI医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等

※個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、様々な手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」、のデジタル3原則の考え方が重要。

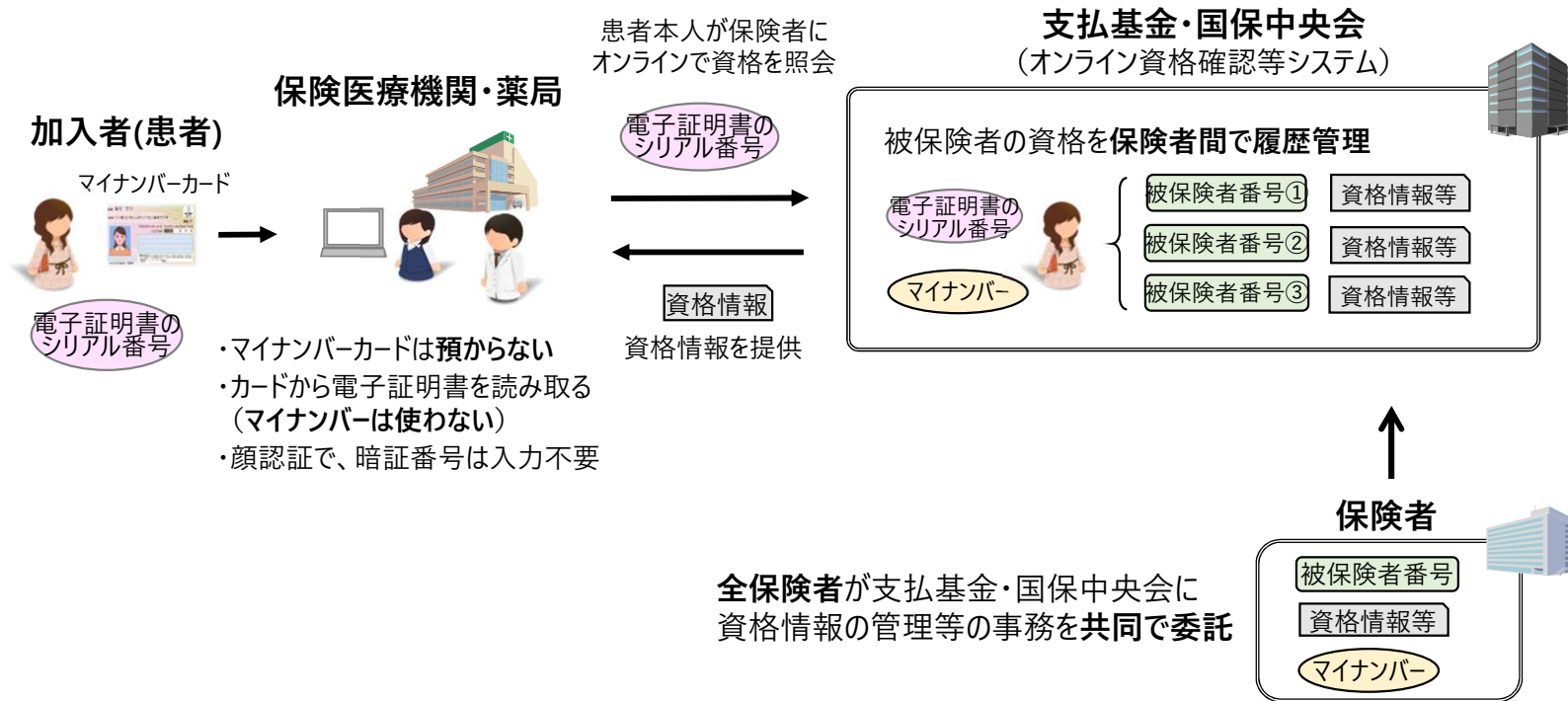
健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカード利活用推進事業

令和4年度補正予算案：8.2億円

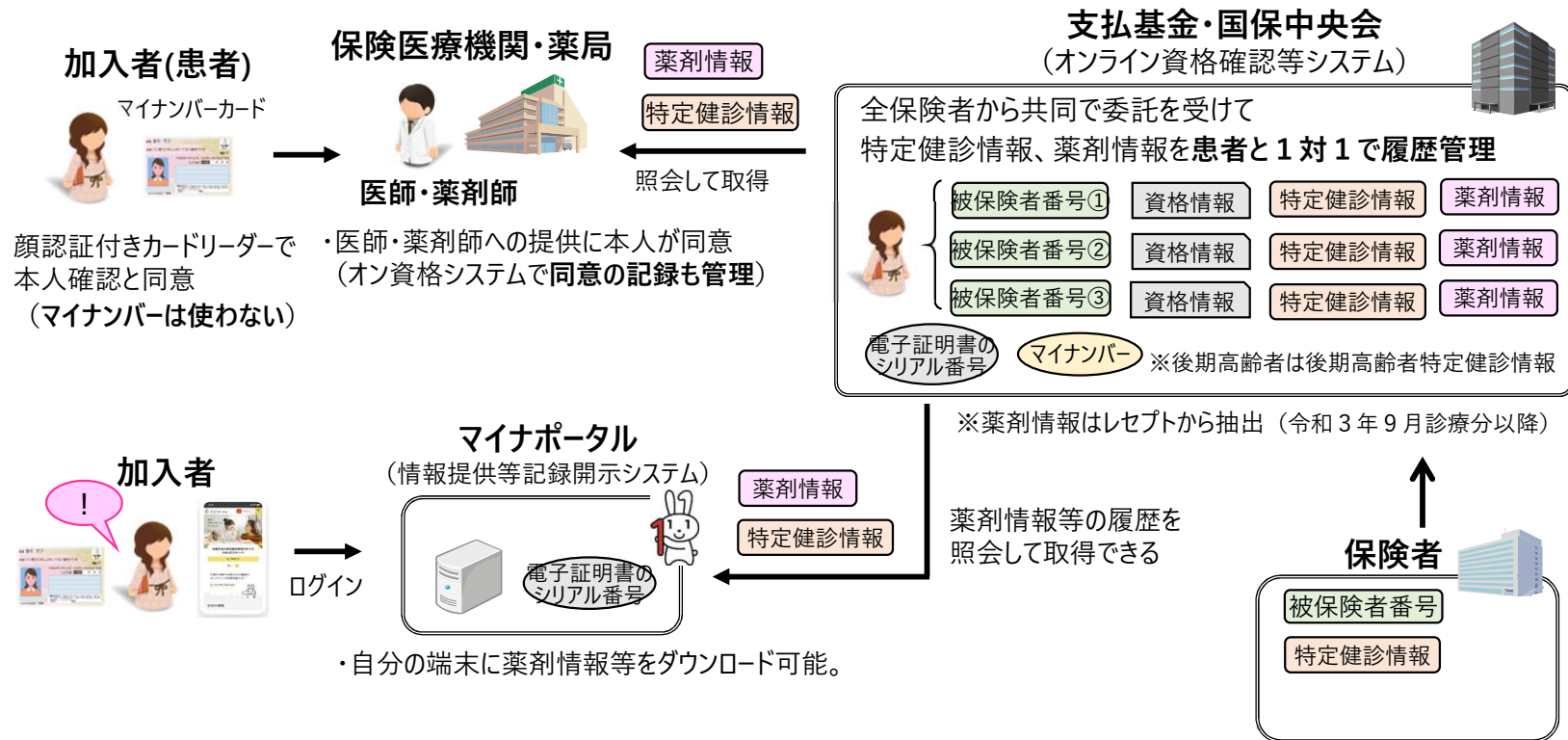
- プロトタイプとして以下の情報を患者、自治体、医療機関が情報を管理、共有できる仕組みとする。
 - ・予防接種の接種券情報、予診表情報、接種記録
 - ・乳幼児医療助成受給者証（地方単独事業）の情報
- 複数の自治体で、プロトタイプシステムを利用したモデル事業を早期に開始する。



オンライン資格確認（令和3年10月から本格運用）



薬剤情報・特定健診情報の提供（令和3年10月～）



顔認証付きカードリーダーの使い方の流れ

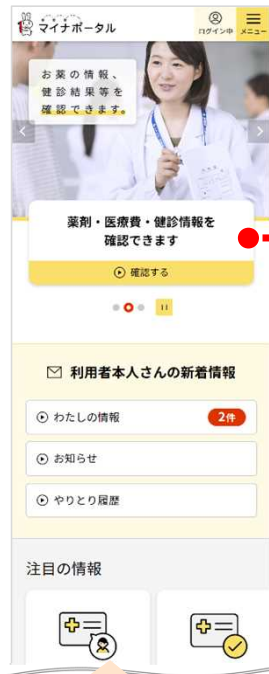
- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を閲覧することについて同意を取得することが可能



・マイナポータルで医療保険の薬剤情報を確認・取得する流れ

※マイナンバーカードの保険証利用に対応していない
医療機関・薬局で調剤された薬剤情報も取得できます

マイナポータルにログイン



マイナポータルにログイン
トップバナーの表示を選択

わたしの情報から薬剤情報を選択



薬剤情報を選択
表示する対象月を選択

薬剤情報を表示



PDFをダウンロード可能



ジェネリック医薬品への切替えによる削減可能額を表示

主な情報を一覧で表示。
「明細を表示」を押すと
詳細な情報を表示

※2021年9月以降に調剤された薬剤情報が対象（11月以降、毎月11日頃から前月分までの薬剤情報を閲覧可能）

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2022/12/4時点)

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

203,888施設 (88.6%) / 230,042施設

※義務化対象施設に対する割合： **95.6%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	97.4%	97.5%
医科診療所	86.9%	93.8%
歯科診療所	85.1%	96.3%
薬局	94.0%	97.1%

参考：全施設数

病院	8,191
医科診療所	89,836
歯科診療所	70,548
薬局	61,467

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

100,456施設 (43.7%) / 230,042施設

※義務化対象施設に対する割合： **47.1%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	58.6%	58.7%
医科診療所	32.9%	35.5%
歯科診療所	34.1%	38.6%
薬局	68.4%	70.7%

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

86,107施設 (37.4%) / 230,042施設

※義務化対象施設に対する割合： **40.4%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	51.2%	51.3%
医科診療所	26.0%	28.1%
歯科診療所	28.2%	32.0%
薬局	62.8%	64.8%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 (213,296施設) で算出 (紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和4年8月診療分)

【参考：健康保険証の利用の登録】

34,291,401件 カード交付枚数に対する割合 **50.2%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数： 約7,691万枚 (人口比： 61.1%)
 交付実施済数： 約6,826万枚 (人口比： 54.2%)